

墨田区会計年度任用職員（ ） 採用選考受験申込書

ふりがな				写 真 4 セン × 3 セン 最近3か月以内に撮影したもの 上半身脱帽正面
氏 名				
生年月日	年 月 日	歳	(申込み日現在)	
ふりがな				
現住所	〒 メールアドレス: 携帯Tel 自宅等Tel			
ふりがな				
郵送先	〒 (現住所と異なる場合のみ記入) Tel () -			
学 歴	学 校 名	学 部	学 科	在 学 期 間
	現在(最終)			年 月 日 ~ 卒・卒見
				年 月 日 中 退
	その前			年 月 日 ~ 卒 業
				年 月 日 中 退
職歴 (兼業を含む。)	勤 務 先 名	職 務 内 容	身 分	期 間
			正 規・臨 時 非 常 勤	年 月 ~ 年 月
			正 規・臨 時 非 常 勤	年 月 ~ 年 月
			正 規・臨 時 非 常 勤	年 月 ~ 年 月
			正 規・臨 時 非 常 勤	年 月 ~ 年 月
			正 規・臨 時 非 常 勤	年 月 ~ 年 月
	【上記職歴以前に子ども関係の職に従事した施設名】			
	上記職歴に虚偽及び記載漏れはありません。 ☐ はい ☐ いいえ			
	※必要に応じて、前職等に、勤務状況、賞罰等の照会をさせていただく場合がありますがよろしいですか？ ☐ はい ☐ いいえ			
資格・免許	名 称	取 得 ・ 登 録 (見 込) 年 月 日	取 得 ・ 登 録 機 関 名	
	看 護 師 免 許	年 月 日 取 得 ・ 取 得 見 込		
		年 月 日 取 得 ・ 取 得 見 込		
		年 月 日 取 得 ・ 取 得 見 込		
志望動機				
希望する職務内容				
* 区の会計年度任用職員として勤務するにあたっての心構えについて述べてください				

【スキル】

*別紙の保育補助スキル・能力シートにご記入ください。別紙以外で活用したいスキルがあれば下記欄にご記入ください。

【子ども関係の仕事で経験のある業務】

☐ 保育園・こども園の業務

☐ 幼稚園の業務

☐ 児童館の業務

☐ 子育て広場の業務

☐ その他の業務()

☐ なし

【勤務地】

*希望する保育園にチェックを入れてください(複数可。所在地はホームページで確認のこと)

☐ 江東橋保育園

【勤務形態】

*希望する勤務形態にチェックを入れてください(複数可。報酬額や時間帯はホームページで確認のこと)

☐ 1日6時間・週5日の30時間勤務

※土曜日の勤務は可能ですか？

☐ 可能

☐ 不可

【刑罰・処罰履歴】(下記参考欄をご参照ください。)

◆学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)の趣旨を鑑みて次の質問をいたします。同法第2条7項に規定する「特定性犯罪」に掲げる罪に処されたことがありますか？

☐ はい

☐ いいえ

◆地方公務員法等で選考を受けることができないとされる者に該当していますか？

☐ はい

☐ いいえ

※下記欄は、面接時に自署で記入していただきます。事前に記入をしないでください。

私は墨田区会計年度任用職員採用選考を受験したいので申し込みます。この申し込みの全ての記載内容は、事実と相違ありません。

年

月

日

氏名

記入上の注意

1

黒のボールペン（ゲルインキのボールペン不可）で記入してください。

2

現住所及び郵送先 マンション、アパート、方書等も詳しく記入してください。

3

学歴欄 最終学歴（現在）及びその前まで記入してください。

4

職歴欄 正規、臨時（アルバイト）を問わず記入してください。

5

資格・免許欄 保有している資格・免許の取得（見込）及び登録（見込）の年月日等を記入してください。

6

郵送により申込みをする場合は、封筒の表に「保育園計年度任用職員採用選考申込」と朱書してください。

【参考】

◎学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第二条第七項

この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一

刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは 第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二

盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三

児童福祉法第六十条第一項の罪

四

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六

都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ

みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ

正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ

みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ

児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

◎地方公務員法第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二

当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三

人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四

日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注

平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)も選考を 受けることが出来ません。